

東日本大震災及び福島原発事故により県外へ避難している方に対する支援の継続と充実を求める意見書

東日本大震災及び福島原発事故により、県外へ避難している方は、福島県、宮城県、岩手県からの避難者だけでも、全国で7万人を超えている。特に福島県や北関東周辺から避難している世帯の多くは、放射能汚染による影響から子どもを守るために避難しており、仕事を持つ父親が県内に残るなど家族が離れ離れの生活を余儀なくされている。

自治体をはじめNPOや市民団体などは、震災発生当初から、避難している方への支援を行ってきた。住居の提供や一時保養、相談体制の整備など、子どもを放射能から守りたいという保護者の切実な思いに寄り添ったサポートが行われている。

しかし、避難者を受け入れている自治体などにおいては、支援の継続が不確定となっており、避難している方は、いまだ生活基盤が安定せず、精神的負担は計り知れない。

よって、政府においては、避難者の受け入れ自治体への財政的支援を拡充し、東日本大震災及び福島原発事故により県外へ避難している方に対する支援の継続と充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）6月13日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、復興大臣

（提出者）全議員